

鳥取県産業振興機構中小企業外国出願支援事業補助金 (PCT特許出願、国際商標出願)のご案内

◆ 補助率・補助限度額

外国出願に関わる費用の1/2以内で、1企業（1グループ）あたり、特許出願の場合30万円、意匠・商標出願の場合30万円を上限とします。1出願あたり30万円までを限度とします。
(上記金額の範囲内で複数出願への補助可能)

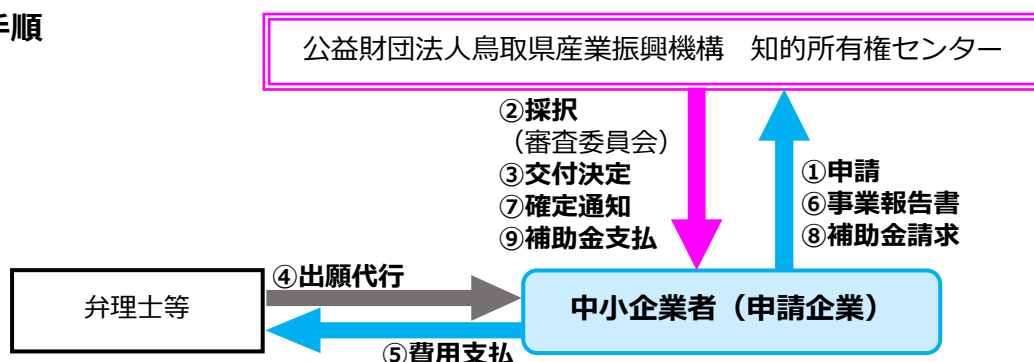
※上記金額は消費税及び地方消費税を除きます。

※補助金額は、審査結果等により、申請額を減額して交付決定することがあります。

※他の事業者と共同で外国特許庁へ出願する場合、自社の持分比率に応じた額
(但し、中小企業者等が負担した額の範囲内)を補助対象経費とします。

※当該補助対象経費について、他の団体から補助を受ける場合は対象になりません。

◆ 手順



※外国出願計画がある場合
必ず出願前にご相談ください

◆ 対象企業要件（すべてに該当）

- 鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者、農林水産業者。
県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象。
- 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- 補助を希望する出願に関し外国で特許権等が成立した場合に、**その権利を活用した事業展開を具体的に計画していること。**
- 県や鳥取県産業振興機構が行う補助事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者等。

◆ 対象出願要件（すべてに該当）

- 外国への出願に向けたPCT特許出願、または国際商標出願。
- 申請書提出時点において日本国特許庁に既に国内出願していること。
- 令和5年12月末までにPCT特許出願や国際商標出願を行う予定があること。**
- 先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性がある判断される出願。

◆ 補助対象となる費用（日本国特許庁への出願時に要した費用）

- PCT特許出願手数料（国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、優先権証明費用等）
- マド・プロ商標出願手数料（登録出願手数料、事後指定手数料等）
- 国内代理人費用（日本国特許庁へ出願するために要した代理人費用）
- 翻訳費用

※PCT出願と同時に予備審査請求料を支払う場合には審査手数料も対象

◆ 補助対象とならない費用

1. 国内出願費用（基礎となる国内特許出願もしくは商標出願）
2. P C T 出願後の各国への国内移行手数料。
3. 国際商標出願の国際事務局へ納付する国際手数料。
4. 国内出願の弁理士費用。
5. 先行技術調査費用。
6. 日本国内における消費税及び地方消費税。

◆ 他事業との関係

1. 同一出願における同一費用を国・地方公共団体等の他の外国出願制度と重複して補助できません。
2. 同一出願であっても、当補助金対象事業以外の費用（P C T 出願後の各国への移行手数料、国際商標出願における国際事務局へ納付する国際手数料等）については他の特許庁補助金等を受けることができます。

◆ 申請のあった外国出願要件の選考について

審査委員会にて基準を満たしているか審査します。当該特許等の技術評価（特許となる可能性）及び当該特許等を活用した事業展開計画の実現可能性を考慮して決定しますので、申請書の当該項目欄にアピールするポイントを、具体的かつ簡潔に記入してください。審査結果は採択決定者に文書により通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問合せには一切応じることはできません。

◆ 申請方法

申請用紙をダウンロードし必要事項を記入の上、持参または郵送にて申請してください。

◆ 申請期間

三次募集

令和5年9月11日(月) から **令和5年 10月31日(火) 17時必着**

※審査・採択結果によっては、再度募集をする場合があります。
その際は、決まり次第ホームページでお知らせいたします。

◆ その他留意事項

1. 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持分比率に応じた費用のみが補助対象となります。
2. **実績報告書は、原則、出願費用の完了から30日以内又は令和5年1月31日のいずれか早い期日までに提出してください。**
3. 外国特許庁への出願完了後及び外国特許庁からの査定がでた場合は、別途報告書を提出していただきます。

◆ 問合せ／申請先

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター 担当：山本・石田

〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
T E L : 0857-52-6722 F A X : 0857-52-6674
E-Mail : ayamamoto@toriton.or.jp